

記

今回提出された被告奈良市及び被告国の各第1準備書面には、原告第1準備書面及び原告準備書面(2)の求釈明に対し、十分な回答がなされていないものがあるため、本書面において、追加も含めて再度の求釈明を行うものである。

第1 被告国に対して

(名簿提供を受けた日付の特定)

- 1 被告国は、「奈良地本が被告奈良市から本件名簿の提供を受けた時期については、令和5年2月との限度で認識しており、現時点で日付の特定は困難である。」と回答した(被告国第1準備書面22頁)。

しかし、奈良地本は被告奈良市から本件名簿の提供を受けた当事者であり、日付の特定ができないことはあり得ない。

遅延損害金を変更するかどうかに関わる重要な事実であり、改めて、本件名簿の提供を受けたのが2023年2月の何日であったのか回答を求めるものである。

(自衛隊法97条1項の「自衛官」とは何かについて、及び「自衛官」の具体的な職務内容について)

- 2 被告国は、「自衛隊法97条1項の規定する『自衛官又は自衛官候補生』とは、採用後に直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者を指すものである」とのみ回答し、「その余の事項については、本件の争点に関連性が認められないため、回答の必要を認めない。」と回答した(被告国第1準備書面23頁)。

しかし、今回提出する原告第3準備書面で述べたとおり、自衛隊法97条1項の「自衛官」とは何か、そして「自衛官」の具体的な職務内容がどのようなものかということは、住民基本台帳の個人4情報を本人の同意なく取得・保有・利用してよいかという実質的な違法性判断のうえで必要不可欠である。

したがって、改めて、原告準備書面(2)第1の3及び5について、回答を求めるものである。

(自衛隊法97条1項及び同施行令120条について)

- 3 被告国は、「『防衛大学校生』及び『防衛医科大学校生』は、採用(入校)後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者ではないため、『自衛官又は自衛官候補生』には含まれない」としながら、募集案内はがきに所定の学校を卒業した後に自衛官となる方法(「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」)についての記載を併せて行ったとしても、自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法97条及び同施行令120条の趣旨に反するものではないと回答した(被告国第1準備書面24頁)。

これは、募集案内はがきに「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の募集案内が記載されていることが自衛隊法97条及び同施行令120条に直接該当するものではないことを自白したものであるという理解でよいか。回答されたい。

(本件名簿の破棄について)

4 被告国は、「奈良地本は、令和5年12月頃、シュレッダーを用いて本件名簿を破棄した。」と主張する（被告国第1準備書面14頁）。

もつとも、被告国も指摘しているように、本件覚書（甲7）11条には、「乙は、甲から提供された住民情報の利用が終了した際は、当該紙媒体を2次利用出来ないよう確実に破棄するとともに、紙媒体から作成した電子データ等についても利用出来ないよう消除すること。」と定められている。

そこで、以下の点について、回答されたい。

- ① 被告奈良市から提供された紙媒体に基づいて、電子データ等を作成したか。作成した場合、どのような媒体に保存したか、すべて回答されたい。
- ② 電子データ等を作成した場合、いつどのように破棄（消除）したか、証拠とともに明らかにされたい。
- ③ 令和5年12月頃にシュレッダーを用いて本件名簿を破棄したことの証拠を提出されたい。

第2 被告奈良市に対して

（名簿提供行為をした日付の特定）

1 被告奈良市は、「被告奈良市が奈良地本に対して本件提供行為をした時期について、令和5年2月との限度で把握しており、現時点で具体的な日付の特定は困難である。」と回答した（被告奈良市第1準備書面13～14頁）。

しかし、被告奈良市は奈良地本に対して本件提供行為をした当事者であり、日付の特定ができないことはあり得ない。

遅延損害金を変更するかどうかに関わる重要な事実であり、改めて、本件提供行為をしたのが2023年2月の何日であったのか回答を求めるものである。

(未成年の個人4情報を奈良地本に提供した事実について)

2 被告奈良市は、「本件名簿に原告の個人4情報が含まれていたか否かを個別具体的に確認をしたわけではない」として、「被告奈良市答弁書第2の1(1)及び2(2及び3ページ)における認否は、被告奈良市が、本件提供行為の当時、原告が未成年であったことを認識していたという趣旨を含むものではない。」と回答した(被告奈良市第1準備書面14頁)。

そこで、改めて、2023年2月に被告奈良市が奈良地本に対して提供した名簿のうち、出生年月日が2005年4月2日から2006年4月1日の募集対象者については、全て未成年(16歳または17歳)であることを認識していたか、回答されたい。

(自衛隊法97条1項の「自衛官」とは何かについて)

3 被告奈良市は、「被告奈良市の『自衛官』の認識が、被告奈良市の本件覚書締結行為及び本件提供行為が国賠法1条1項の適用上違法かどうかという本件とどのように関係するのかが不明であるため、回答の要を認めない。」と回答した(被告奈良市第1準備書面15頁)。

しかし、今回提出する原告第3準備書面で述べたとおり、自衛隊法97条1項の「自衛官」とは何かということは、住民基本台帳の個人4情報を本人の同意なく提供してよいかという実質的な違法性判断のうえで必要不可欠である。

したがって、改めて、原告準備書面（2）第2の2について、回答を
求めるものである。

以上